

終活事典123

⑩

法定後見制度

高齢になって判断能力が衰えると、訪問販売で不要な物を大量に買い込んだり、重要な財産の取引ができなくなったりし

認知症高齢者らを支援

ます。このような場合、誰かに守ってもらわなければなりません。それが成年後見制度です。制度の対象となるのは認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などで、お世話する人は、これらの人の日常がきちんと送れるように生活・療養の看護と財産の管理を行います。

既に判断能力が不十分な人が利用する法定後見制度と、将来に備えて、今から誰かと契約を結んでおく任意後見制度があります。ここでは法定後見制度を説明しましょう。法定後見制度は、本人や配偶者、親族らが家庭裁判所に申し立て、その審判を受けて利用が始まります。守られる人の判断能力の程度によって「後見」「保佐」「補助」の3類に分かれます。「後見」は判断能力がほとんどなく、例えば自分の子どもものが分からないような状態です。「保佐」は著しく判断能力が不十分で、例えば、まだら的に認知症が見られる状態。「補助」は判



イラスト/小林寛一 SHIMOTSUKI GRAPHICS

断能力がちよっと不十分な状態です。

お世話する人は、介護サービスの契約や手続きなど法的な事務を担います。主に、代理・同意・取消という法律上の権限があつて、「後見」「保佐」「補助」によって権限の範囲は異なります。

制度の基本は本人の意思の尊重にあります。よつて「補助」は、まだまだ十分に自分で生活ができる状態ですので、お世話する人の権限も「後見」や「保佐」よりは小さくなります。

利用に当たっては制度を正しく理解するとともに、地域包括支援センターや終活の専門家などに相談してみるとよいでしょう。(終活アドバイザー・若色信悟)